

独立行政法人農業者年金基金の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果（平成20年度～平成24年度）

（大項目◎、中項目○、小項目◇）

中期目標項目	中期計画項目	評価指標及び評価方法等	事業報告及び特記事項	評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>中項目の総数 6 :</p> <p>評価Aの項目数: 6 × 2点 = 12</p> <p>評価Bの項目数: × 1点 =</p> <p>評価Cの項目数: × 0点 =</p> <p>合計 12</p> <p>(12 / 12 = 100%)</p> <p>【当該評価を行うに至った経緯等】</p>	A
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	○1 業務運営の効率化による経費の抑制等	<p>指標の総数 9 :</p> <p>評価aの項目数: 8 × 2点 = 16</p> <p>評価bの項目数: 1 × 1点 = 1</p> <p>評価cの項目数: × 0点 =</p> <p>合計 17</p> <p>(17 / 18 = 94%)</p>	A
(1) 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%抑制する。 なお、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%抑制する。また、事業費（業務委託費）についても、中期目標の期間中に、平成19年度比で13%以上抑制する。	(1) 一般管理費及び事業費の抑制 ◇一般管理費 【平成20年度から平成24年度の指標】 （一般管理費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比） a：削減率の達成度合が90%以上であった b：削減率の達成度合が50%以上90%未満であった	【事業報告】 一般管理費（人件費を除く。）については、平成19年度比で15%抑制する計画に対し、実績では19.1%の抑制を達成した。	20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a

において、国家公務員に準じた人件費（退職手当及び福利厚生費

（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。）の削減の取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。

また、事業費（業務委託費）についても、中期目標の期間中に平成19年度比で13%以上抑制する。

このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。

c：削減率の達成度合が50%未満であった

【達成状況】

（一般管理費の各年度の達成状況）

（単位：千円、%）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
決算額（実績額）	691,678	618,189	556,357	643,958	668,808
H19年度予算額に対する削減率	▲16.4	▲25.3	▲32.7	▲22.1	▲19.1
（参考）					
H19年度決算額に対する削減率	▲9.1	▲18.7	▲26.9	▲15.4	▲12.1

（注1）H19年度：（予算）827,168千円、（決算）760,792千円

（注2）H24年度は、前年度までの運営費交付金の残額から、電算システム開発費に充当した金額を除いている。

（（参考）一般管理費の執行状況）

（単位：千円、%）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	合計
一般管理費（予算）（A）	802,353	776,277	751,049	711,455	688,311	3,729,445
H19年度予算額に対する削減率	▲3.0	▲6.2	▲9.2	▲14.0	▲16.8	
決算額（B）	691,678	618,189	556,357	643,953	938,800	3,448,977
残額（C=A-B）	110,675	158,088	194,692	67,502	▲250,489	280,468
繰越額	110,675	268,763	463,455	530,957	280,468	

（注1）（A）は運営費交付金として国から交付された人件費を除く一般管理費。

（注2）（B）の平成24年度は前年度までの運営費交付金の残額から電算システム開発費に充当した額を含む決算額。

◇事業費

【平成20年度から平成24年度の指標】

（事業費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比）

a：削減率の達成度合が100%以上であった

b：削減率の達成度合が70%以上100%未満であった

c：削減率の達成度合が70%

【事業報告】

事業費については、19年度比で13%以上抑制する計画に対し、実績では25.0%の抑制を達成した。

未満であった

【達成状況】

(事業費の各年度の達成状況)

(単位：千円、%)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
決算額(実績額)	2,170,421	1,964,454	1,963,176	1,854,729	1,789,725
H19年度予算額に対する削減率	▲9.0	▲17.7	▲17.7	▲22.3	▲25.0
(参考)					
H19年度決算額に対する削減率	▲7.5	▲16.3	▲16.3	▲21.0	▲23.7

(注1) H19年度：(予算) 2,385,517千円、(決算) 2,346,295千円

(2) 人件費の計画的削減
簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降5年間において、人件費(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。)について5%以上の削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費の計画的削減
【平成20年度から平成24年度の指標】
◇人件費
(人件費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比)
a：削減率の達成度合が100%以上であった
b：削減率の達成度合が70%以上100%未満であった
c：削減率の達成度合が70%未満であった

【事業報告】

人件費については17年度比5%以上削減する計画に対し、実績で18.1%の削減(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行った。

(単位：千円)

	17年度実績	24年度実績	削減率	削減率(補正值)
人件費	754,840	592,514	△21.5%	△18.1%

(注) 削減率(補正值)は、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年度、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%、△0.23%、0%である。

20年度 a
21年度 a
22年度 a
23年度 a
24年度 a

(2) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員地域別指数(地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)110.0について、中期目標期間の終了時まで10ポイント低下

(3) 給与水準の適正化
職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の見直しを引き続き進めることに加え、毎年度の給与改定において、

【平成20年度から平成24年度の指標】
(3) 給与水準の適正化
◇給与水準の適正化
(国家公務員の給与構造改革等を踏まえた給与水準の適正化)
a：役職員の給与の引下げ等

【事業報告】

国家公務員より節約した率による給与改定、管理職手当等の支給割合の引き下げ等の取組により、中期目標の期間の終了時の平成24年度において、平成18年度の対国家公務員地域別指数(地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)110.0について、12.2ポイント低下し97.8となっている。

20年度 a
21年度 a
22年度 a
23年度 a

させる。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

国家公務員より節約した率による給与改定、管理職手当の支給割合の引下げ等に取り組み、平成18年度の対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）110.0について、中期目標の期間の終了時まで10ポイント低下させる。

を行った結果、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数が目標値指数より下回った
 b：役職員の給与の引下げ等を行ったが、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数が目標値指数より上回った
 c：役職員の給与の引下げ等を行わず、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数が目標値指数より上回った

(各年度の達成状況)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	
目標	ラスパイレス指数	106.2	105.0	103.3	101.6	100.0
	H18年度比	▲3.8	▲5.0	▲6.7	▲8.4	▲10.0
実績	ラスパイレス指数	104.1	100.3	102.4	99.4	97.8
	H18年度比	▲5.9	▲9.7	▲7.6	▲10.6	▲12.2

24年度
a

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

◇給与水準の適正性の検証等
 【平成20年度から平成24年度の指標】
 （給与水準の適正性の検証と検証結果や取組状況のホームページでの公表）
 a：給与水準の適正性について検証を行い、その検証結果や取組状況についてホームページで公表した
 b：給与水準の適正性について検証を行ったが、その検証結果や取組状況についてホームページで公表しなかった
 c：給与水準の適正性の検証を行わず、取組状況についてもホームページで公表しなかった

【事業報告】

- ① 給与水準の適正についての検証
 毎年度、対国家公務員の法人基準年齢階層ラスパイレス指数でみると給与水準が高くなっている理由としては、次の二点がある。
 a 職員の全員が東京都区部の勤務であるため、国家公務員と同様に民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当（特別都市手当）の支給割合が高くなっている。
 b 農業者の確保という農政上の政策目的を達成するため、多岐にわたる業務ごとに責任者を配置する必要がある一方で、一般職員は必要最小限の者に留めていることから、管理職の割合が高くなっている。
 ② 人件費の削減及び給与水準の適正化の取組みの進捗状況等を「役職員の報酬・給与等について」として基金ホームページで公表した。

(参考)

(単位：%)

	国家公務員(行一)	基金
特別都市手当支給割合	29.6%	100.0%
管理職の割合	15.7%	18.9%

(注)

- 国家公務員(行一)は「平成24年度国家公務員給与等実態調査」
- 基金は平成24年4月1日現在

20年度
a
21年度
a
22年度
a
23年度
a
24年度
a

(3) 随意契約の見直し
 契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競

(4) 随意契約の見直し
 契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競

【平成20年度の指標】
 (4) 随意契約の見直し
 ◇企画競争等における競争性、透明性の確保
 （企画競争・公募を行う場合

【事業報告】

(4) 随意契約の見直し
 契約については、当基金の会計規程及び会計規程実施細則において契約方式、契約事務手続、契約の公表、契約審査委員会等に関し、国の基準に準じて規定し、契約の適正化を推進してきており、新規契約を行う場合は、原則として一

20年度
a
21年度
a
22年度

<p>争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。</p>	<p>争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、以下の取組により随意契約の適正化を推進するものとする。</p>	<p>における競争性、透明性の確保) a: 企画競争・公募を行うに当たり、競争性、透明性の確保が十分であった b: 企画競争・公募を行うに当たり、競争性、透明性の確保が不十分であった c: 企画競争・公募を行うに当たり、競争性、透明性の確保をしなかった 【平成21年度から平成24年度の指標】 ◇一般競争入札等における競争性、透明性の確保 a: 一般競争入札等を行うに当たり、競争性、透明性の確保が十分であった b: 一般競争入札等を行うに当たり、競争性、透明性の確保が不十分であった c: 一般競争入札等を行うに当たり、競争性、透明性の確保をしなかった</p>	<p>一般競争入札等によるものとした。 また、平成21年11月17日付閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を受けて、平成22年5月に新たな「随意契約等見直し計画」を策定した。当該見直し計画については、着実に実施し、真にやむを得ない場合を除き一般競争入札等にすべて移行している。 一般競争入札等を行うに当たり、契約の適切性について契約審査委員会の審査を受け、「1者応札・1者応募」に係る契約についても契約監視委員会の点検を受けており競争性・透明性を十分に確保した。 平成22年度から契約監視委員会による点検を受けている。</p>	<p>a 23年度 a 24年度 a</p>
<p>① 基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況をホームページで公表し、フォローアップを実施する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>① 基金が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況をホームページで公表し、フォローアップを実施する。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>【平成20年度から平成21年度の指標】 ◇随意契約見直し計画の着実な実施等 (随意契約見直し計画の着実な実施及び取組状況のホームページでの公表) a: 随意契約見直し計画を着実に実施し(随意契約の占める割合の目標: 件数ベース74.3%、金額ベース: 47.4%の達成)、取組状況をホームページで公表した b: 随意契約見直し計画を着実に実施したが(随意契約の占める割合の目標: 件数ベース74.3%、金額</p>	<p>【事業報告】 ① 平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」については、平成22年度をもって達成した。 平成22年度に新たに策定した「随意契約等見直し計画」については、着実に実施し、真にやむを得ない場合を除き一般競争入札等にすべて移行しており、計画どおりの内容となっている。 「随意契約等見直し計画」の取組状況については、ホームページにおいて毎年度公表を行っている。 なお、各年度の随意契約の実績割合が、計画の割合を超過している場合があるが、これは、随意契約の増加によるものではなく、割合算出の分母となる全体(一般競争入札等を含む)の契約件数及び金額が、目標となる年度と比較して減少していることによるものである。</p>	<p>20年度 c 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>

ベース47.4%の達成)、
取組状況をホームページ
で公表しなかった

- c : 随意契約見直し計画を着
実に実施しなかった(随
意契約の占める割合の目
標：件数ベース74.3%、
金額ベース47.4%の達
成)

【平成22年度から平成24
年度の指標】

◇随意契約等見直し計画の着
実な実施等

(随意契約等見直し計画の着
実な実施及び取組状況のホ
ムページでの公表)

- a : 随意契約等見直し計画を
着実に実施し(随意契約
の占める割合の目標：件
数ベース35.5%、金額ベ
ース：48.8%の達成)、
取組状況をホームページ
で公表した

- b : 随意契約等見直し計画を
着実に実施したが(随意
契約の占める割合の目標
：件数ベース35.5%、金
額ベース48.8%の達成)
取組状況をホームページ
で公表しなかった

- c : 随意契約等見直し計画を
着実に実施しなかった
(随意契約の占める割合
の目標：件数ベース35.5
%、金額ベース48.8%の
達成)

（「随意契約等見直し計画」の達成状況）

（単位：件、%、億円）

			H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
件数	計画	契約総件数	35	35	31	31	31
		うち随意契約 (割合)	26 (74.3)	26 (74.3)	11 (35.5)	11 (35.5)	11 (35.5)
数	実績	契約総件数	31	29	28	28	24
		うち随意契約 (割合)	15 (48.4)	12 (41.4)	8 (28.6)	10 (35.7)	8 (33.3)
金額	計画	契約総額	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9
		うち随意契約 (割合)	2.8 (47.4)	2.8 (47.4)	2.9 (48.8)	2.9 (48.8)	2.9 (48.8)
額	実績	契約総額	5.9	5.1	4.7	12.1	4.2
		うち随意契約 (割合)	4.2 (71.2)	2.8 (54.9)	2.5 (53.2)	2.7 (22.2)	2.3 (54.3)

（注）計数は、それぞれ合計において四捨五入のために一致しない場合がある。

③ 平成20年2月に設置した契約審査委員会において、契約の適切性を審査する。

【平成20年度から平成24年度の指標】
◇契約審査委員会における審査

（契約審査委員会における契約の適切性の審査）
a：契約審査委員会を開催し、契約の適切性の審査が十分であった
b：契約審査委員会を開催したが、契約の適切性の審査が不十分であった
c：契約審査委員会を開催しなかった

【事業報告】

② 契約審査委員会を開催し、特定調達、随意契約の適切性等について審査した。

（契約審査会開催回数等）

（単位：回、件）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
開催回数	7	12	16	19	9
案件数	16	20	16	24	17

20年度
a
21年度
a
22年度
a
23年度
a
24年度
a

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

【平成20年度の指標】
◇監事及び会計監査人による監査における入札・契約のチェック
（監事及び会計監査人による監査における入札・契約の適正な実施についてチェック）
a：監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について

【事業報告】

③ 監事監査において、契約審査体制、入札、募集方法、契約額、契約方式、契約相手方の選定等の適否について、契約の競争性、公正性、透明性の観点からのチェックを受けた。
また、会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けた。

20年度
a
21年度
a
22年度
a
23年度
a
24年度
a

		<p>てチェックを受けた</p> <p>c : 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けなかった</p> <p>【平成21年度から平成24年度の指標】</p> <p>◇監事監査における入札・契約のチェック (監事監査における入札・契約の適正な実施についてチェック)</p> <p>a : 監事監査において、入札・契約の適正な実施について十分なチェックを受けた</p> <p>b : 監事監査において、入札・契約の適正な実施について十分なチェックを受けなかった</p> <p>c : 監事監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けなかった</p>		
		<p>【平成23年度から平成24年度の指標】</p> <p>◇契約監視委員会による契約状況の点検 (契約監視委員会による契約状況の点検及び結果の公表)</p> <p>a : 契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けるとともに、結果を公表した</p> <p>b : 契約監視委員会を開催し、契約状況の点検を受けたが、結果を公表しなかった</p> <p>c : 契約監視委員会を開催しなかった</p>	<p>【事業報告】</p> <p>④ 契約監視委員会を毎年度開催し、外部委員による随意契約事由の妥当性等について審議を受けた。 また、点検結果をホームページで公表した。</p>	<p>23年度 a 24年度 a</p>

2 業務運営の効率化
事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。

2 業務運営の効率化

○2 業務運営の効率化

A

指標の総数 2 :
 評価aの項目数 : 2 × 2点 = 4
 評価bの項目数 : × 1点 =
 評価cの項目数 : × 0点 =
 合計 4
 (4 / 4 = 100%)

(1) 申出書等の見直し
適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等の簡素化等必要に応じて見直しを行う。

(1) 申出書等の見直し
◇申出書等の見直し
(申出書等の簡素化等必要に応じて見直し)

【事業報告】
 (1) 申出書等の見直し
 平成20年度において「現況届」様式の内容について、業務受託機関からの意見を踏まえ改善した。また、年金裁定請求書等の様式の一部について、年金の払渡機関に「ゆうちょ銀行」への口座振込が可能となったこと等に伴う改正を行い、農業者年金加入者、受給権者等に対する利便性の向上を図ることとした。
 平成21年度には、給付関係に係る裁定請求書について、請求者本人の生年月日を確認するための書類として、住民票又は戸籍抄本（謄本）の添付をお願いしてきたが、平成22年1月1日農協受付分より、請求日時点で効力を有している公的機関が発行したもの（運転免許証、パスポート）の写しでも確認可能とし、農業者年金加入者に対する利便性の向上、負担の軽減を図った。

20年度
—
21年度
—
22年度
—
23年度
—
24年度
—

(2) 電子情報提供システムの利用促進等
加入者、受給者等へのサービスの向上と業務受託機関における業務の効率的な実施のため、業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）、内容の充実により事務処理の迅速化・効率化を図る。

【平成20年度から平成24年度の指標】
 (2) 電子情報提供システムの利用促進等
 ◇電子情報提供システムの利用促進等
 (電子情報提供システムのアクセス件数増加による業務受託機関の事務処理の効率化)
 a : 電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が100%以上であった
 b : 電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が70%以上100%未満であった
 c : 電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が70%未満であった

【事業報告】
 (2) 電子情報提供システムの利用促進等
 ① 電子情報提供システム利用促進
 基金主催の会議や業務受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ、基金職員を派遣して電子情報提供システムの利用方法等の説明会を実施した。
 また、平成21年9月末に本システムの利用促進用パンフレットを作成し、未利用となっている業務受託機関の担当者へ直接送付を行うなど利用促進に取り組んだ結果、アクセス件数は毎年度増加した。

20年度
a
21年度
a
22年度
a
23年度
a
24年度
a

(アクセス件数) (単位: 千件、%)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
アクセス件数	184	283	325	628	791	937
前年度比	-	153.8	114.8	193.2	126.0	118.5

	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】 ◇電算システムの改善・整備の検討等 (電算システムの改善・整備の検討及び開発の着手) a: 電算システムの改善・整備の検討を行い、開発に着手した b: 電算システムの改善・整備の検討を行ったが、開発に着手しなかった c: 電算システムの改善・整備の検討を行わなかった</p>	<p>② 電算システムの改善・整備 ア 平成20年度 システム利用者に関する諸変更手続きのオンライン申請等電算システムの改善・整備の検討を行い、開発に着手し、終了した。 イ 平成21年度 電算システムの改善・整備の検討及び開発について、新制度の65歳の年金裁定時に付利累計額がマイナスとなった場合、可能な限り補てんされる仕組みが追加されたことに伴い、基幹業務記録及び電子情報提供システムでの所要の改善を12月末までに完了した。また、電子情報提供システムにおいて、被保険者・受給権者検索機能の強化等サービス向上のための開発に着手し年度末までに終了した。 ウ 平成22年度 電算システムの改善・整備の検討及び開発について、被保険者等のサービスの向上、事務処理の迅速化、効率化を一層推進するため、現行業務処理方式の改善及びその結果を踏まえた電算システムの機能改善に向け取り組みを開始し、電算システムの改善スケジュールを作成した。 また、業務受託機関から要望の多い被保険者数、受給権者数の表示機能の追加開発に着手し、年度末までに終了した。 エ 平成23年度 平成22年度の電算システムの改善スケジュールに沿って、業務運営及び電算システムの改善・整備の検討を行い、新しい事務処理方法及びシステムの構築に係る改善方針として①業務の効率化及び業務品質の向上、②加入者サービスの向上、③業務受託機関の事務の円滑化、④システムの保存・運用コストの低減及び拡張性の確保、⑤セキュリティの向上の5点について改善方針を作成し、開発に着手した。 オ 平成24年度 平成23年度に作成した電算システムの改善方針に基づき、開発を推進し、進捗率は、平成24年度末49.6%の予定に対して、実績は48.4%となり、概ね計画どおりの結果となった。</p>	<p>20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>
<p>(3) 実務者用マニュアルの見直し 申出書等の点検・確認等の委託業務が適切かつ効率的・効果的に行われるよう、業務受託機関(農業委員会及びJA)向けの実務者用マニュアルについて必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>(3) 実務者用マニュアルの見直し ◇実務者マニュアルの見直し(実務者用マニュアルの見直し)</p>	<p>【事業報告】 申出書等の点検・確認等の委託業務が適切かつ効率的・効果的に行われるよう、業務受託機関(農業委員会及び農業協同組合)向けの実務者用マニュアルである「制度と実務」について、「家族経営協定書(例)」を追加するなど、業務受託機関の担当者がより円滑に実務を行えるよう見直しを行い、必要な加筆・修正を行った。</p>	<p>20年度 — 21年度 — 22年度 — 23年度 — 24年度 —</p>

3 組織運営の合理化	3 組織運営の合理化	○3 組織運営の合理化	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px;"> 指標の総数 6 : 評価aの項目数 : 5 × 2点 = 10 評価bの項目数 : 1 × 1点 = 1 評価cの項目数 : × 0点 = 合計 11 (11 / 12 = 92%) </div>	A										
(1) 中期計画において、農業者年金制度に係る事務量の推移の確かな見直しによる業務の執行方法等の見直しを行うとともに、常勤職員の適正な配置等組織運営の合理化に関する具体的な事項を定め、中期目標の期間中に常勤職員数を極力縮減する。	(1) 常勤職員の計画的削減 常勤職員数については、組織の見直し及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度（以下単に「継続雇用制度」という。）の活用等の業務の執行方法の見直し等に取り組み、中期目標期初の82人を、中期目標の期間の終了時まで75人とする。さらに、見直しに取り組み、常勤職員数を極力縮減するよう努める。	【平成20年度から平成24年度の指標】 (1) 常勤職員の計画的削減 ◇常勤職員の計画的削減（常勤職員の計画的削減） a : 計画どおり順調に削減した b : おおむね計画どおり削減した c : 計画どおり削減しなかった	【事業報告】 (1) 常勤職員数については、中期計画どおり、中期目標期初の82人を、平成24年度末に75人に削減した。 ○常勤職員数の推移 (単位：人) <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80</td> <td>79</td> <td>77</td> <td>76</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> (注) 各年度末現在	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	80	79	77	76	75	20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度										
80	79	77	76	75										
(2) 北海道連絡事務所及び九州連絡事務所について平成22年度までに廃止する。	(2) 組織の合理化 組織の見直しについては、業務受託機関の受託業務に支障が生じないように十分に配慮しつつ、北海道連絡事務所については平成22年度末までに、九州連絡事務所については平成2	【平成20年度の指標】 (2) 組織の合理化 ◇連絡事務所の廃止（九州連絡事務所の年度末までの廃止） a : 計画どおり年度末までに廃止した b : おおむね計画どおり年度末までに廃止した	【事業報告】 (2) 九州連絡事務所は、計画どおり平成20年度末をもって廃止、北海道連絡事務所も計画どおり平成22年度末をもって廃止した。 なお、事前に、農業委員会、農業協同組合等に十分な周知を行い、業務は円滑に移行された。	20年度 a 22年度 a										

	0年度末までに、それぞれ廃止する。	<p>c : 年度末までに廃止しなかった</p> <p>【平成22年度の指標】</p> <p>(2) 組織の合理化</p> <p>◇連絡事務所の廃止 (北海道連絡事務所の年度末までの廃止)</p> <p>a : 計画どおり年度末までに廃止した</p> <p>b : おおむね計画どおり年度末までに廃止した</p> <p>c : 年度末までに廃止しなかった</p>	
<p>(3) 役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を平成20年度初頭に設置し、内部統制機能を強化する。また、講じた措置については積極的に公表する。</p>	<p>(3) コンプライアンスの推進</p> <p>役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を平成20年度初頭に設置し、内部統制機能を強化する。</p>	<p>【平成20年度の指標】</p> <p>(3) コンプライアンスの推進</p> <p>◇コンプライアンス委員会の設置等 (コンプライアンス委員会の設置及びコンプライアンスハンドブックの作成・配布による法令遵守の周知徹底)</p> <p>a : コンプライアンス委員会を平成20年4月に設置するとともに、コンプライアンスハンドブックの作成・配布により役職員の法令遵守の周知徹底を行った</p> <p>b : コンプライアンス委員会を平成20年4月に設置したが、コンプライアンスハンドブックは作成しなかった</p> <p>c : コンプライアンス委員会を設置しなかった</p> <p>【平成21年度の指標】</p> <p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>◇コンプライアンス委員会を中心とした取組等</p>	<p>【事業報告】</p> <p>(3) コンプライアンスの推進</p> <p>① コンプライアンス委員会を中心とした内部統制機能の強化を図っている。また、コンプライアンスハンドブックを作成し役職員全員に配布。さらに、毎年度コンプライアンス委員会が計画した研修を実施し、役職員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図るなどコンプライアンスの推進を行っている。</p> <p>② 内部統制に係る取組については、理事長が文書等により、職員に対し、独立行政法人農業者年金基金の目的を達成するよう使命感を持ち、サービス精神を持って仕事に取り組むこと等を指示した。また、理事長及び理事と監事による意見交換会も実施した。</p> <p>平成24年度において内部統制に関する仕組みと体制の強化を図るため、内部統制に関する基本方針及び規定を検討し、平成25年4月1日に施行した。</p> <p>また、監事監査において、内部統制の評価・改善を目的として行われている内部監査については、業務の潜在リスクとその重要性を評価した上で、重要なリスクを重点的に監査対象とする方式(リスクアプローチ)を導入し内部監査の高度化を指摘し、平成22年6月28日付「平成21年度監事監査報告書」により監事名で理事長あてに報告されている。</p> <p>20年度 a 21年度 a 22年度 b 23年度 b 24年度 a</p>

(コンプライアンス委員会を中心とした内部統制機能の強化)

- a : コンプライアンス委員会を中心とした内部統制機能強化の取組は十分であった
- b : コンプライアンス委員会を中心とした内部統制機能強化の取組はやや不十分であった
- c : コンプライアンス委員会を中心とした内部統制機能強化の取組は不十分であった

【平成22年度から平成24年度の指標】

(3) コンプライアンスの推進

◇内部統制に係る取組等
(内部統制機能の強化)

- a : 内部統制機能強化の取組は十分であった
- b : 内部統制機能強化の取組はやや不十分であった
- c : 内部統制機能強化の取組は不十分であった

また、コンプライアンス

の推進、違反行為の防止策等に関する事項の審議を四半期ごとに行い、講じた措置について公表する。

【平成20年度から平成24年度の指標】

◇コンプライアンス委員会の開催等
(コンプライアンス委員会の開催及び講じた措置のホームページでの公表)

- a : 四半期に1回コンプライアンス委員会を開催し、講じた措置をホームページで公表した
- b : 四半期に1回コンプライアンス委員会を開催したが、講じた措置をホームページで公表しなかった

【事業報告】

- ③ コンプライアンス推進計画の具体的取組について、取組状況の中間報告、次年度の推進計画等について、コンプライアンス委員会を開催（四半期毎）し審議を行った。
また、違反行為の防止策等に関する事項の審議を行い、講じた措置についてホームページで公表した。

(コンプライアンス委員会の開催状況) (単位:回)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
開催回数	5	4	4	4	4

20年度

a

21年度

a

22年度

a

23年度

a

24年度

a

		c : 四半期に1回コンプライン委員会を開催しなかった		
		<p>【平成23年度から平成24年度の指標】</p> <p>◇内部監査の充実 (内部監査を踏まえた業務改善)</p> <p>a : 内部監査年度計画に基づき内部監査を実施し、改善を必要とする業務について、改善を指示した</p> <p>b : 内部監査年度計画に基づき内部監査を実施したが、改善を必要とする業務について、改善を指示しなかった</p> <p>c : 内部監査年度計画に基づき内部監査を実施しなかった</p>	<p>【事業報告】</p> <p>④ 独立行政法人農業者年金基金内部監査規程を平成22年9月に策定した。これに基づき、監査事項、監査方法、監査の対象期間及び実施時期等を含む独立行政法人農業者年金基金内部監査年度計画を作成し、内部監査を実施し、基幹業務記録システムへの入力に係る事務処理に関するマニュアルの作成、法人文書の管理等について改善を指示した。</p>	<p>23年度 a 24年度 a</p>
(4) 能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績を一層反映させる。	(4) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。 また、職員の昇給区分の決定(5段階)及び勤勉手当(賞与)の額については、その者の勤務成績を反映させる。	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】</p> <p>(4) 能力・実績主義の活用 ◇能力・実績主義の活用 (常勤役員の業務実績に反映した期末手当の額の決定及び職員の勤務成績を反映した昇給等の実施)</p> <p>a : 常勤役員の期末手当の額を業務実績に反映させるとともに、職員の勤務成績を反映させた昇給等を実施した</p> <p>b : どちらか一方しか実施しなかった</p> <p>c : 実施しなかった</p>	<p>【事業報告】</p> <p>(4) 常勤役員について、理事長が職務実績を評価し、結果として期末特別手当の額を増減することなく決定した。 また、職員の昇給については、勤務成績に応じて昇給区分(5段階)を決定のうえ実施した。勤勉手当の成績率の決定については、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて支給した。</p>	<p>20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>
4 委託業務の効率的・効果的实施	4 委託業務の効率的・効果的实施	○4 委託業務の効率的・効果的实施		A

指標の総数	3 :		
評価aの項目数	3	×	2点 = 6
評価bの項目数		×	1点 =
評価cの項目数		×	0点 =
合計			6
	(6 / 6	= 100%)

委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、その実施状況を業務受託機関からの事業実績報告書等を確実に入手することにより的確に把握するとともに、実施状況・効果の検証を行い、事業費（業務委託費）を計画的に削減する。

そのため、業務委託費の配分について、平成20年度から、定額割の見直し、加入にインセンティブを与える配分を行うこと等、その配分基準を見直す。

(1) 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの事業実績報告書等の提出を働きかけ確実に入手することにより、その実施状況を的確に把握し、効果の検証を行う。また、市町村段階の業務委託費の定額割部分について、業務受託機関ごとの業務量を反映した配分となるよう見直すこと等により、業務委託費について、業務実態等を踏まえた適正な額とし、その計画的な削減に取り組む。

なお、委託業務の効率的実施の観点から、基金の行う特別相談活動事業は、平成19年度をもって廃止する。

(1) 委託業務の効率的・効果的実施

【平成20年度の指標】

◇委託業務の実施状況の把握等

（業務受託機関からの業務実績報告書等の提出と実施状況の把握等）

a：業務受託機関から業務実績報告書等の提出があり、当該報告書等を基に委託業務の実施状況の把握を行った

b：業務受託機関から業務実績報告書等の提出があったが、当該報告書等を基に委託業務の実施状況の把握を行わなかった

c：業務受託機関から業務実績報告書等の提出がなく、委託業務の実施状況の把握を行わなかった

【平成21年度から平成24年度の指標】

◇委託業務の実施状況の把握等（業務受託機関からの事業実績報告書等の確実な入手と委託業務の効率的実施に関する効果の検証）

a：事業実績報告書等を確実に入手し委託業務が効率的に実施されるよう効果の検証を行った

【事業報告】

(1) 委託業務の実施状況の的確な把握と効果の検証

業務受託機関からの実績報告書の提出を受けて、委託業務の実施状況を把握し、効率的・効果的な実施の観点から委託業務の実施状況に関する効果の検証を行った。

ア 新規加入者を確保する加入推進活動の強化

農業委員会及び農業協同組合は、それぞれ、加入推進対策会議及び研修会、加入対象者への説明会を開催し、戸別訪問を行い、加入対象者に働きかけた。

20年度
a
21年度
a
22年度
a
23年度
a
24年度
a

b : 事業実績報告書等を確実に入手したが、委託業務が効率的に実施されるための効果の検証を行わなかった
 c : 事業実績報告書等を確実に入手しなかった

(農業委員会及び農業協同組合 1 機関当たりの加入推進活動状況)

加入推進活動の内容		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
加入推進対策会議及び研修会	農業委員会	1.7回	1.4回	1.6回	1.8回
	農業協同組合	2.4回	1.3回	2.3回	2.4回
加入対象者への説明会(年間)	農業委員会	1.0回	1.0回	0.8回	0.9回
	農業協同組合	1.7回	1.2回	1.3回	1.3回
個別訪問(年間)	農業委員会	11.0人	9.4人	11.3人	11.4人
	農業協同組合	16.0人	8.1人	16.4人	14.3人
加入対象者に働きかけ(年間延べ)	農業委員会	68.0人	54.6人	64.6人	63.1人
	農業協同組合	98.0人	47.2人	71.5人	70.6人

イ 保険料の確実な収納、将来の年金受給の確保

毎年度、農業協同組合は、被保険者に対し、口座の残高不足等を原因とする保険料の未納が生じないように働きかけ、将来の年金受給を確保するため、高水準の収納率を維持していく必要がある。

(保険料の収納状況)

(単位：人、%)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
被保険者数	57,216	55,636	54,041	52,222
収納率	97.4	97.3	97.3	97.3

ウ 各種届出書の迅速な処理、加入者・受給者のサービスの確保

農業委員会及び農業協同組合は、標準処理期間を定めている加入届、年金裁定請求書等の各種届出書についてほとんど期間内で処理している。

引き続き各種届出書を迅速に処理し、加入者や受給者に対するサービスを確保していくことが必要である。

(標準処理期間内で処理できた割合)

(単位：件、%)

確認月	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度	
	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月
処理件数 (割合)	2,151 (98.5)	2,563 (99.1)	2,237 (97.9)	2,571 (99.6)	2,064 (98.3)	2,964 (98.5)	2,336 (98.8)	3,069 (98.9)

(注) 標準処理期間＝①加入申込書等60日、②年金裁定請求書90日

エ 年金の受給漏れ防止、速やかな年金の受給開始

待期者が65歳の誕生日を迎える3カ月前に、毎月裁定請求の勧奨を文書で行うとともに、農業委員会及び農業協同組合が勧奨の対象となる待期者に働きかけた。

引き続き年金の裁定請求漏れを防止し、速やかな年金の受給開始を確保していく必要がある。

(裁定請求書提出の働きかけ対象者数及び裁定者数実績)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
働きかけ対象者	1,969件	1,696件	2,418件	3,444件
裁定実績 (割合)	1,834件 (93.1%)	1,546件 (91.2%)	2,219件 (91.8%)	3,173件 (92.1%)

オ 現況届の確実な提出、適正な年金の支給の確保

農業委員会は、毎年度、年金受給権者に対し、現況届の提出の働きかけ・督促を行った。引き続き現況届の確実な提出により受給権者の生存や農業経営再開の有無を確認し、適正な年金の支給を確保していく必要がある。

(現況確認を行った受給権者数)

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
受給権者数	598千人	564千人	520千人	501千人
1農委当たり	338人	325人	313人	297人

(注) 平成23年度は受給権者数は、東日本大震災の被災地14千人分(38農委)を除いた数。

【参考データ】

(農業委員会及び農業協同組合への業務委託費の支出状況)

(単位：機関、千円)

業務受託機関数		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
		農委	1,740	1,722	1,675	1,656
	農協	758	725	705	703	697
支出額	農委	915,193	842,783	845,048	795,137	768,873
	農協	756,835	646,913	654,349	621,249	607,809
1機関当たり	農委	526	489	505	480	464
	農協	998	892	928	884	872

(委託業務の実績)

■加入推進活動

(単位：人、回)

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
加入対象者名簿掲載者数	農委	106,140人	101,882人	116,549人	117,351人	116,164人
	農協	66,661人	63,745人	72,614人	75,929人	79,713人
加入を働きかけた加入対象者数(延べ)	農委	117,887人	104,945人	110,723人	108,229人	110,080人
	農協	74,077人	47,983人	52,993人	50,766人	65,172人
加入推進対策会議及び研修会開催回数	農委	3,028回	2,882回	2,801回	3,050回	3,006回
	農協	1,817回	1,437回	1,690回	1,704回	1,754回
加入対象者への説明会の開催回数	農委	1,727回	1,702回	1,418回	1,555回	1,684回
	農協	1,281回	1,209回	929回	970回	920回
戸別訪問を行った加入推進者数	農委	19,793人	18,099人	19,435人	19,618人	18,630人
	農協	11,779人	10,314人	12,152人	10,252人	10,406人

■総合指導事業(市町村段階の業務受託機関への指導、会議等の開催、電話相談件数等)

○都道府県農業会議・都道府県農協中央会

(単位：回、人、件)

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
会議等開催回数及び 参集人数	農業会議	315回	362回	355回	387回	387回
	中央会	129回	231回	238回	272回	255回
		4,108人	9,697人	9,282人	9,489人	10,359人
電話相談等件数	農業会議	14,870件	12,979件	11,914件	12,876件	11,721件
	中央会	6,260件	3,585件	3,086件	3,415件	3,516件
現地指導(巡回相談 会)の回数及び参集 人数	農業会議	1,028回	687回	663回	1,314回	1,190回
	中央会	30,483人	12,969人	11,231人	23,423人	20,736人
		573回	408回	378回	640回	540回
		12,139人	4,069人	4,174人	6,904人	5,942人

■加入推進特別対策（市町村段階の業務受託機関に対する特別活動）

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
地区別加入推進班の整備のための巡回指導を行った機関	45機関	48機関	47機関	44機関	44機関
加入推進部長の設置人数	2,219人	2,189人	2,176人	2,191人	2,204人
加入推進部長指導的活動の実績					
加入対象者の把握と絞込み	(活動時間) 7,222時間 (活動人数) 1,118人	(活動時間) 6,687時間 (活動人数) 1,254人	(活動時間) 6,703時間 (活動人数) 1,314人	(活動時間) 5,759時間 (活動人数) 1,480人	(活動時間) 4,873時間 (活動人数) 1,443人
制度普及・PR	(活動時間) 11,572時間 (活動人数) 1,138人	(活動時間) 9,288時間 (活動人数) 1,112人	(活動時間) 8,989時間 (活動人数) 1,076人	(活動時間) 7,391時間 (活動人数) 1,037人	(活動時間) 4,616時間 (活動人数) 1,070人
各種会議での働きかけ	(活動時間) 9,935時間 (活動人数) 1,133人	(活動時間) 8,848時間 (活動人数) 1,330人	(活動時間) 9,149時間 (活動人数) 1,269人	(活動時間) 7,220時間 (活動人数) 1,437人	(活動時間) 4,808時間 (活動人数) 1,187人
戸別訪問の実施	(活動時間) 16,347時間 (活動人数) 1,348人	(活動時間) 17,172時間 (活動人数) 1,548人	(活動時間) 16,750時間 (活動人数) 1,578人	(活動時間) 14,610時間 (活動人数) 1,667人	(活動時間) 10,217時間 (活動人数) 1,581人
その他	(活動時間) 1,889時間 (活動人数) 154人	(活動時間) 4,306時間 (活動人数) 487人	(活動時間) 6,690時間 (活動人数) 913人	(活動時間) 3,159時間 (活動人数) 561人	(活動時間) 3,029時間 (活動人数) 782人
加入推進部長に対する特別研修	(開催数) 14ヵ所 (出席者数) 951人	(開催数) 30ヵ所 (出席者数) 2,400人	(開催数) 30ヵ所 (出席者数) 3,127人	(開催数) 37ヵ所 (出席者数) 3,135人	(開催数) 44ヵ所 (出席者数) 3,836人
都道府県農業会議事務局長会議出席者数	46人	41人	46人	46人	42人

【平成20年度の指標】

◇業務委託費の見直し及び計画的な削減

（市町村段階の業務委託費の定額割部分の見直しと計画的な削減）

a：市町村段階の業務委託費の定額割部分について業務量を反映した配分となるよう見直し、削減率の達成度合が100%以上であった

b：市町村段階の業務委託費の定額割部分について業務量を反映した配分となるよう見直したが、削減率の達成度合が70%以上100%未満であった

c：市町村段階の業務委託費の定額割部分について業

【事業報告】

(2) 委託業務の見直し及び計画的な削減

ア 平成20年度に市町村段階の業務委託費（農業者年金業務委託手数料（農業者年金業務））の定額割部分について、従前一律であった単価（市区町村（農業委員会）：90,000円、農業協同組合：180,000円）を以下のとおり業務受託機関ごとの被保険者数及び受給権者数に応じて区分した単価に改めた。

（市町村（農業委員会））

被保険者数及び受給権者数	委託費の額
500人～	90,000円
100人～499人	75,000円
～99人	60,000円

（農業協同組合）

被保険者数及び受給権者数	委託費の額
1,000人～	180,000円
200人～999人	150,000円
～199人	120,000円

20年度

a

21年度

a

22年度

a

23年度

a

24年度

a

務量を反映した見直しを行わず、削減率の達成度が70%未満であった

【平成21年度から平成24年度の指標】
 ◇業務委託費の効率化
 (業務委託費について効率化を進め、前年度比1.3%以上削減する)
 a: 業務委託費の効率化を進め、削減率の達成度が100%以上であった
 b: 業務委託費の効率化を進め、削減率の達成度が70%以上100%未満であった
 c: 業務委託費の効率化を進めなかった。または削減率の達成度が70%未満であった

イ 業務委託費の効率化
 各年度とも削減目標以上の削減を行った。

(業務委託費の削減) (単位: 千円、%)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
予算額	2,192,097	2,162,284	2,132,877	2,068,106	2,031,819
削減率	▲8.1	▲1.3	▲1.36	▲3.0	▲1.8
実績	2,170,421	1,964,454	1,962,897	1,854,720	1,789,725
削減率	▲9.0	▲10.4	▲9.2	▲13.0	▲13.5
達成度合	111.1	800.0	676.5	928.6	964.3

(注) H19年度: (予算) 2,385,517千円

(2) 制度普及活動に関しては、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及活動の推進、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点的に加入を勧めることを明確化した加入推進取組方針(戦略プラン)を策定するなどにより重点化し、メリハリの効いた業務委託費の配分等効率的・効果的な制度普及活動に取り組む。
 また、加入推進にインセンティブを与える配分となるよう見直す。

【平成20年度の指標】
 (2) 制度普及活動の効率的・効果的实施
 ◇加入推進にインセンティブを与える配分
 (効率的・効果的な加入推進の取組と加入推進にインセンティブを与える配分となるよう業務委託費の見直し)
 a: 制度普及活動について、効果の高い活動事例を活用した制度普及活動の推進、重点加入対象者を明確化した加入推進取組方針の策定により重点化し、加入推進にインセンティブを与える配分となるよう業務委託費の配分基準を見直した
 b: 制度普及活動について、効果の高い活動事例を活

【事業報告】
 (2) 制度普及活動の効率的・効果的实施
 ① 平成20年度は、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針(戦略プラン)を示し、加入推進にインセンティブを与える配分となるよう業務委託費の見直しを行った。
 ② また、平成21年度には、新規加入者に係る業務委託費の配分について、認定農業者等の場合とそれ以外の場合で格差のある配分に見直した。その結果、メリハリの効いた効率的・効果的な加入推進活動に取り組む機運が醸成され、認定農業者、認定農業者と家族経営協定を締結している後継者等の政策支援の新規加入者数が増加した。

20年度
 a
 21年度
 a

用した制度普及活動の推進、重点加入対象者を明確化した加入推進取組方針の策定による重点化又は加入推進にインセンティブを与える配分となるよう業務委託費の配分基準の見直しを行わなかった

- c : 制度普及活動について、効果の高い活動事例を活用した制度普及活動の推進、重点加入対象者を明確化した加入推進取組方針の策定による重点化並びに加入推進にインセンティブを与える配分となるよう業務委託費の配分基準の見直しを行わなかった

【平成21年度から平成24年度の指標】

◇加入推進取組方針に基づく取組み

(業務委託費について、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化し、新規加入に係る業務委託費について格差のある配分となるよう見直し)

- a : 制度普及活動について、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化し、新規加入に係る業務委託費について、認定農業者の場合とそれ以外の場合とで格差ある配分となるよう見直しを実施した

- b : 制度普及活動について、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化又は新規加入に係る業務委

		<p>託費について、認定農業者の場合とそれ以外の場合とで格差ある配分となるよう見直しのいずれかを実施しなかった</p> <p>c: 制度普及活動について、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点化及び新規加入に係る業務委託費について、認定農業者の場合とそれ以外の場合とで格差ある配分となるよう見直しのいずれも実施しなかった</p>	
--	--	---	--

5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	○5 業務運営能力の向上等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 6 :</p> <p>評価aの項目数: 6 × 2点 = 12</p> <p>評価bの項目数: × 1点 =</p> <p>評価cの項目数: × 0点 =</p> <p>合計 12</p> <p>(12 / 12 = 100%)</p> </div>	A
--------------	--------------	---------------	---	---

<p>職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図るとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。</p>	<p>(1) 農業者年金基金職員 農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。 また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】</p> <p>(1) 農業者年金基金職員に対する研修</p> <p>◇初任者研修の実施 (年金業務全般についての知識の習得を図るための初任者研修の実施)</p> <p>a: 計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった</p> <p>b: 一部計画どおり実施できなかった。または、おおむね理解が図られた者の</p>	<p>【事業報告】</p> <p>(1) 農業者年金基金職員</p> <p>① 毎年度4月及び10月に新任職員について、研修を実施し、おおむねの理解が図られた者の割合は下表のとおりだった。</p> <p>(理解度の推移) (単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理解度</td> <td>93.3</td> <td>100.0</td> <td>94.7</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金制度 ・独立行政法人制度(中期計画・年度計画) ・資格・給付業務等 		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	理解度	93.3	100.0	94.7	100.0	100.0	<p>20年度 a</p> <p>21年度 a</p> <p>22年度 a</p> <p>23年度 a</p> <p>24年度 a</p>
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度											
理解度	93.3	100.0	94.7	100.0	100.0											

じて民間等の機関が主催する研修を活用する。

割合が50%以上90%未満であった
c : 計画どおり実施できなかった

【平成20年度から平成24年度の指標】
◇専門研修の実施
(専門分野についての知識の習得を図るための専門研修の実施)
a : 計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった
b : 一部計画どおり実施できなかった。または、おおむね理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった
c : 計画どおり実施できなかった

【事業報告】
② 専門分野の研修として年金資産の運用、経営移譲及び経営継承の方法等の研修を実施した。おおむねの理解が図られた者の割合は下表のとおり。

(理解度の推移)		(単位：%)			
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
理解度	90.4	93.9	97.4	98.7	97.4

- 研修内容
- ・資産の運用関係
 - ・経営移譲及び経営継承関係
農地法等の一部改正法案の概要
 - ・情報セキュリティ関係
個人情報保護法及び情報セキュリティ
情報セキュリティの現状 等

20年度
a
21年度
a
22年度
a
23年度
a
24年度
a

【平成20年度から平成24年度の指標】
◇民間機関が主催する研修への参加
(年金資産の運用に携わる職員について民間機関が主催する研修への参加)
a : 計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった
b : 一部計画どおり実施できなかった。または、理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった
c : 計画どおり実施できなかった

【事業報告】
③ 年金資金の運用に携わる職員について、民間機関が主催する研修等へ受講させた。おおむねの理解が図られた者の割合は下表のとおり。

(理解度の推移)		(単位：%)			
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
理解度	100.0	100.0	100.0	100.0	—

(注) 平成24年度は対象者がいなかった。

- 研修内容
- ・債券・株式・ポートフォリオ理論に関する通信教育
 - その他の研修
 - ・情報公開、個人情報保護制度の運用に関する研修会
 - ・公文書管理研修
 - ・独立行政法人の評価・監査中央セミナー 等

20年度
a
21年度
a
22年度
a
23年度
a
24年度
—

(2) 業務受託機関担当者
業務受託機関担当者に

【平成20年度から平成24年度の指標】

【事業報告】
(2) 業務受託機関担当者

20年度
a

については、効率的・効果的な業務の遂行及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。
① 都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。

(2) 業務受託機関担当者に対する研修
◇都道府県段階における業務受託機関担当者に対する研修（効率的・効果的な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するための都道府県段階における担当者等を対象とする研修等の実施）
a：計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった
b：一部計画どおり実施できなかった。または、おおむね理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった
c：計画どおり実施できなかった

① 各年度業務受託機関担当者に対する研修を計画どおり実施し、おおむね理解が図られた者の割合は下表のとおりであった。

(理解度の推移)		(単位：%)			
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
理解度	93.3	91.1	93.8	100.0	96.0

○研修内容
・農業者年金制度
・資格・給付業務
・農業者年金事業委託事業について 等

21年度
a
22年度
a
23年度
a
24年度
a

② 市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、①の研修等を終了した後、速やかに、すべての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導するとともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。

【平成20年度から平成24年度の指標】
◇市町村段階における業務受託機関担当者に対する研修（研修等実施の指導及び必要に応じて役職員の派遣）
a：講師派遣依頼に対する対応割合が90%以上であった
b：講師派遣依頼に対する対応割合が50%以上90%未満であった
c：講師派遣依頼に対する対応割合が50%未満であった

【事業報告】
② 各年度講師派遣依頼に対する基金の役職員講師派遣の対応割合は100.0%であった。

(講師派遣の件数)		(単位：件、%)			
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
派遣依頼件数	170	153	129	74	104
派遣件数	170	153	129	74	104
対応割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

20年度
a
21年度
a
22年度
a
23年度
a
24年度
a

【平成20年度から平成24年度の指標】
◇特別研修会の開催（女性農業委員等を対象とし

【事業報告】
③ 女性農業委員等を対象とした特別研修会を計画どおりで開催し、女性の新規加入者の割合が平成21年度を除き前年度より増加した。

20年度
a
21年度
b

		<p>た特別研修会の開催)</p> <p>a : 計画どおり実施し、女性の新規加入者の割合が前年度より増加した</p> <p>b : 計画どおり実施したが、女性の新規加入者の割合が前年と同じであった</p> <p>c : 計画どおり実施したが、女性の新規加入者の割合が前年度より減少した</p>	<p>(新規加入者に対する女性の割合) (単位: 人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>3,707</td> <td>3,908</td> <td>3,452</td> <td>3,203</td> <td>3,014</td> </tr> <tr> <td>うち女性 (割合)</td> <td>1,092 (29.5)</td> <td>1,130 (28.9)</td> <td>1,058 (30.6)</td> <td>986 (30.8)</td> <td>934 (31.0)</td> </tr> <tr> <td>前年度比</td> <td>100.3</td> <td>98.0</td> <td>105.9</td> <td>100.7</td> <td>100.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) H19年度の新規加入者数は4,173人、うち女性は1225人であった。</p>		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	新規加入者数	3,707	3,908	3,452	3,203	3,014	うち女性 (割合)	1,092 (29.5)	1,130 (28.9)	1,058 (30.6)	986 (30.8)	934 (31.0)	前年度比	100.3	98.0	105.9	100.7	100.6	<p>22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																							
新規加入者数	3,707	3,908	3,452	3,203	3,014																							
うち女性 (割合)	1,092 (29.5)	1,130 (28.9)	1,058 (30.6)	986 (30.8)	934 (31.0)																							
前年度比	100.3	98.0	105.9	100.7	100.6																							
<p>6 評価・点検の実施</p>	<p>6 評価・点検の実施</p>	<p>○6 評価・点検の実施</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 2 :</p> <p>評価aの項目数: 2 × 2点 = 4</p> <p>評価bの項目数: × 1点 =</p> <p>評価cの項目数: × 0点 =</p> <p>合計 4</p> <p>(4 / 4 = 100%)</p> </div>	<p>A</p>																								
<p>(1) 業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求め、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>(1) 加入者の代表等の意見の反映 業務・マネジメントについて意見を聴くため、運営評議会(加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。)を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】</p> <p>(1) 加入者の代表者等の意見の反映</p> <p>◇加入者の代表者等の意見の反映 (運営評議会の年2回以上の開催と当該評議会における意見の業務運営への反映)</p> <p>a : 2回以上開催し、業務運営に適切に反映させた</p> <p>b : 2回以上開催したが、業務運営に適切に反映させなかった又は年1回しか開催しなかった</p> <p>c : 開催しなかった</p>	<p>【事業報告】</p> <p>(1) 運営評議会を各年度2回以上開催し、委員の意見を電子情報提供システムの機能強化及び利用促進、特別研修等について業務運営に適切に反映させた。</p> <p>(運営評議会の開催年月日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>開催日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第11回 H20.9.25</td> <td>第16回 H23.3.18</td> </tr> <tr> <td>第12回 H21.3.23</td> <td>第17回 H23.9.28</td> </tr> <tr> <td>第13回 H21.9.15</td> <td>第18回 H24.3.16</td> </tr> <tr> <td>第14回 H22.3.25</td> <td>第19回 H24.9.19</td> </tr> <tr> <td>第15回 H22.9.14</td> <td>第20回 H25.3.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 第16回運営評議会は、東日本大震災(平成23年3月11日)のため書面審査で実施。</p> <p>(運営評議会における主な意見等と対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性農業委員に対する研修会を実施されたいとの意見に対し、平成20年度から女性農業委員を対象とした特別研修会を実施。 市町村段階の業務受託機関で年金額が把握できていないとの意見に対し、平成21年度から電子情報提供システムの利用を促進するためのパンフレットを作成し、説明会を実施。 	開催日	開催日	第11回 H20.9.25	第16回 H23.3.18	第12回 H21.3.23	第17回 H23.9.28	第13回 H21.9.15	第18回 H24.3.16	第14回 H22.3.25	第19回 H24.9.19	第15回 H22.9.14	第20回 H25.3.15	<p>20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>												
開催日	開催日																											
第11回 H20.9.25	第16回 H23.3.18																											
第12回 H21.3.23	第17回 H23.9.28																											
第13回 H21.9.15	第18回 H24.3.16																											
第14回 H22.3.25	第19回 H24.9.19																											
第15回 H22.9.14	第20回 H25.3.15																											

<p>(2) 業務受託機関における事務処理についての 考査指導については、 委託業務が適正かつ効 率的・効果的に行われ るよう、要件審査等の 遂行状況、加入推進活 動状況、実績報告書の 作成状況等に重点を置 き、各都道府県におい て2年に1回の割合合 で計画的に実施する。</p>	<p>(2) 業務受託機関の事務 処理の適正化等 委託業務が適正かつ 効率的・効果的に行わ れるよう、業務受託機 関における事務処理に ついての考査指導につ いて ① 資格要件の確認・ 管理の執行状況、 ② 経営移譲年金及び 特例付加年金の受給 要件の確認・管理の 執行状況、 ③ 加入推進活動状況、 ④ 実績報告書の作成 状況等を重点に、中 期目標の期間中に全 都道府県で2回以上 実施することを基本 に、毎年度22以上の 都道府県において計 画的に実施する。</p>	<p>【平成20年度から平成24 年度の指標】 (2) 業務受託機関の事務 処理の適正化等 ◇考査指導の実施と結果の反 映 (考査指導の実施及び当該結 果の反映) a : 考査指導実施の達成度合 が100%以上であり、当 該結果を業務運営に適切 に反映させた b : 考査指導実施の達成度合 が70%以上100%未満で あり、当該結果を業務運 営に適切に反映させた c : 考査指導実施の達成度合 が70%未満であり、当該 結果を業務運営に適切に 反映させなかった</p>	<p>【事業報告】 (2) 考査指導を毎年度計画どおり実施し、その結果を業務運営に適切に反映さ せた。</p> <p>(考査指導実施都道府県数)</p> <table border="1" data-bbox="1173 368 1928 429"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20年度</th> <th>H22年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県数</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>		H20年度	H22年度	H22年度	H23年度	H24年度	都道府県数	24	24	24	25	24	<p>20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>
	H20年度	H22年度	H22年度	H23年度	H24年度											
都道府県数	24	24	24	25	24											
<p>第3 国民に対して提供す るサービスその他の業 務の質の向上に関する 事項</p>	<p>第2 国民に対して提供す るサービスその他の業 務の質の向上に関する 目標を達成するためと るべき措置</p>	<p>◎第2 国民に対して提供す るサービスその他の業 務の質の向上に関する 目標を達成するためと るべき措置</p>	<p>中項目の総数 3 : 評価Aの項目数 : 3 × 2点 = 6 評価Bの項目数 : × 1点 = 評価Cの項目数 : × 0点 = 合計 6 (6 / 6 = 100%) 【当該評価を行うに至った経緯等】</p>	<p>A</p>												
<p>1 農業者年金事業</p>	<p>1 農業者年金事業</p>	<p>○1 農業者年金事業</p>		<p>A</p>												

指標の総数 6 :
 評価aの項目数: 6 × 2点 = 12
 評価bの項目数: × 1点 =
 評価cの項目数: × 0点 =
 合計 12
 (12 / 12 = 100%)

(1) 年金給付業務の適切な執行等
 被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。

(1) 被保険者資格の適正な管理
 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

【平成20年度から平成24年度の指標】

(1) 被保険者資格の適正な管理
 ◇被保険者資格の適正な管理（適切な年金給付を行うため農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合及び業務受託機関を通じた申出書等の提出の働きかけ）

- a : 複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が40%以上であった
- b : 複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が40%未満30%以上であった
- c : 複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が30%未満であった

【事業報告】

(1) 毎年度複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が40%以上であった。

(H19年11月以降における突合の不整合者数及び減少数)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
不整合者数	8,225人	5,092人	3,990人	3,542人	3,235人
うち6ヶ月経過後の不整合者数	4,121人	2,250人	1,869人	1,616人	1,330人
減少数	4,104人	2,842人	2,121人	1,926人	1,905人
減少率	49.9%	55.8%	53.2%	54.4%	58.9%

20年度 a
 21年度 a
 22年度 a
 23年度 a
 24年度 a

(2) 手続の迅速化等
 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定、農業者年金被保険者証及び農業者年金証書の再交付等の事務を迅速に処理するため、各申

(2) 年金裁定請求の勧奨年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

【平成20年度から平成24年度の指標】

(2) 年金裁定請求の勧奨
 ◇年金裁定請求の勧奨（受給権が発生する者等に対して、年金等が受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を行うよう働きかけ）

a : 年金等の受給漏れとなら

【事業報告】

(2) 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけた結果、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が90%以上であった。

(勧奨状送付者数に対する裁定割合) (単位: %)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
裁定割合	93.1	91.2	90.3	91.8	92.1

20年度 a
 21年度 a
 22年度 a
 23年度 a
 24年度 a

<p>出等ごとに定めている標準処理期間内に処理を行う。また、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。</p>	<p>ないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が90%以上であった</p> <p>b：年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が70%以上90%未満であった</p> <p>c：年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が70%未満であった</p>		a
<p>(3) 申出書等の迅速な処理</p> <p>提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度2回公表する。</p> <p>(参考：標準処理期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入申出書60日以内 ・カラ期間該当申出書60日以内 ・被保険者証再交付申請書60日以内 ・保険料額変更申出書60 	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】</p> <p>(3) 申出書等の迅速な処理</p> <p>◇標準処理期間内での処理（申出書等の標準処理期間内での処理）</p> <p>a：標準処理期間内での処理の達成度合が100%以上であった</p> <p>b：標準処理期間内での処理の達成度合が70%以上100%未満であった</p> <p>c：標準処理期間内で処理の達成度合が70%未満であった</p>	<p>【事業報告】</p> <p>提出された申出書等の処理について、その97%以上を標準処理期間内に処理するという計画に対し毎年度計画どおり処理した。</p>	<p>20年度 a</p> <p>21年度 a</p> <p>22年度 a</p> <p>23年度 a</p> <p>24年度 a</p>

日以内
年金・一時金裁定請求
書90日以内

(標準処理期間内の処理割合)

(単位: 件、%)

		処理件数	期間内の処理件数	(割合)	達成率割合
H20年度	8月	2,151件	2,118件	(98.5%)	101.5%
	2月	2,563件	2,539件	(99.1%)	102.2%
H21年度	8月	2,237件	2,189件	(97.9%)	100.9%
	2月	2,571件	2,560件	(99.6%)	102.7%
H22年度	8月	1,727件	1,695件	(98.2%)	101.2%
	2月	2,219件	2,170件	(97.8%)	100.8%
H23年度	8月	2,064件	2,029件	(98.3%)	101.3%
	2月	2,964件	2,920件	(98.5%)	101.5%
H24年度	8月	2,336件	2,308件	(98.8%)	101.9%
	2月	3,069件	3,035件	(98.9%)	102.0%
計		23,901件	23,563件	(98.6%)	101.6%

【平成20年度から平成22年度の指標】

◇申出書等の返戻割合の減少
(返戻件数が減少する指導の実施による返戻割合の減少)

a: 返戻件数が減少するように指導を行い、返戻件数の割合が前年度より減少した

b: 返戻件数が減少するように指導を行ったが、返戻件数の割合は前年度より減少しなかった

c: 返戻件数が減少するように指導を行わず、返戻件数の割合も前年度より減少しなかった

【平成23年度から平成24年度の指標】

◇申出書等の返戻割合の減少
(返戻件数が減少する指導の実施による返戻割合の減少)

a: 返戻件数が減少するように指導を行い、返戻件数の割合が過去の3カ年平均より減少した

b: 返戻件数が減少するよう

【事業報告】

返戻件数が減少するように指導を行い、返戻件数の割合は平成20年度に比べて減少している。

(裁定請求書の返礼状況)

(単位: 件、%)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
受付件数	5,957件	6,072件	4,212件	8,189件	10,968件
うち返戻件数	661件	424件	320件	523件	864件
返戻率	11.1%	7.0%	7.6%	6.4%	7.9%

20年度

a

21年度

a

22年度

b

23年度

a

24年度

a

		<p>に指導を行ったが、返戻件数の割合は過去の3カ年平均より減少しなかった</p> <p>c：返戻件数が減少するように指導を行わず、返戻件数の割合も過去の3カ年平均より減少しなかった</p>		
		<p>【平成20年度から平成24年度の指標】</p> <p>◇申出書等の処理状況の公表等</p> <p>(処理された申出書等の処理状況を公表し、期間内に処理できるよう指導)</p> <p>a：申出書等の処理状況の結果を年2回公表し、期間内に処理できるよう指導を行った</p> <p>b：申出書等の処理状況の結果を年2回公表したが、期間内に処理できるよう指導を行わなかった</p> <p>c：申出書等の処理状況の結果を公表しなかった</p>	<p>【事業報告】</p> <p>申出書等の処理状況の結果は年2回公表し、期間内に処理できるよう指導を行った。</p>	<p>20年度 a</p> <p>21年度 a</p> <p>22年度 a</p> <p>23年度 a</p> <p>24年度 a</p>
		<p>【平成23年度】</p> <p>◇加入申込書の提出先の拡充(加入申込書の提出先を拡充し事務処理を改善)</p> <p>a：加入申込書の提出先拡充のための事務改善を行った</p> <p>c：加入申込書の提出先拡充のための事務改善を行わなかった</p>	<p>【事業報告】</p> <p>平成23年度には加入申込書の提出先について農業委員会への提出もできるよう事務処理の改善を行った。</p>	<p>23年度 a</p>
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	2 年金資産の安全かつ効率的な運用	○2 年金資産の安全かつ効率的な運用	<p>指標の総数 4 :</p> <p>評価 a の項目数 : 4 × 2点 = 8</p>	A

評価bの項目数： × 1点 =
 評価cの項目数： × 0点 =
 合計 8
 (8 / 8 = 100%)

<p>年金資産の運用については、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合については、諸条件の変化に照らした妥当性の検証を、毎年度、1回以上行う。</p>	<p>(1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】 (1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用 ◇年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用 (年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う) a：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行った c：法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行わなかった</p>	<p>【事業報告】 (1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、安全かつ率的に運用を行った。</p>	<p>20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>
	<p>(2) 資金運用委員会（役員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。）を毎年度四半期ごとに開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】 (2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 ◇資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 (計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行う) a：計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行った</p>	<p>【事業報告】 (2) 資金運用委員会については、計画どおり毎年度四半期ごとに開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行った。 また、平成24年度の資金運用委員会において「付利準備金の額の確保に関する検証実施規程」による検証を行った。</p>	<p>20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>

	<p>b : 計画どおりの資金運用委員会の開催、資金運用委員会での運用状況、運用結果の評価・分析のいずれかを行わなかった</p> <p>c : 計画どおり資金運用委員会を開催せず、かつ、運用状況、運用結果の評価・分析を行わなかった</p>		
<p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】</p> <p>(3) 年金資産の構成割合の検証と見直し</p> <p>◇年金資産の構成割合の検証と見直し (資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに必要に応じ見直しを行う)</p> <p>a : 資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに、必要な場合は見直しに着手した</p> <p>b : 資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行い見直しが必要とされたが、見直しに着手しなかった</p> <p>c : 資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行わなかった</p>	<p>【事業報告】</p> <p>(3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会で検証を行い、構成割合を見直す必要がないことを確認した。</p> <p>特に平成24年度は、現在の資産構成割合による運用を開始してから一定の期間が経過したことから、資金運用委員会において、政策アセットミックスの分析・検証を主な内容とする基本方針の見直しに関する検討を6回を行い、現行の政策アセットミックスを維持することが適切との結論を得た</p>	<p>20年度 a</p> <p>21年度 a</p> <p>22年度 a</p> <p>23年度 a</p> <p>24年度 a</p>
<p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】</p> <p>(4) 運用成績等の情報提供</p> <p>◇運用成績等の情報提供 (計画に基づく年金資産の構成割合、運用成績等の情報の公開及び運用結果の通知について)</p> <p>a : 年金資産に関する情報を</p>	<p>【事業報告】</p> <p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、毎年度四半期ごとにホームページで公開するとともに、加入者に対しては、毎年6月末日までに運用結果を通知した。</p>	<p>20年度 a</p> <p>21年度 a</p> <p>22年度 a</p> <p>23年度 a</p> <p>24年度</p>

	知する。	HP上で公開するとともに加入者に運用結果を通知した b: どちらか一つしか実施しなかった c: いずれも実施しなかった		a
3 制度の普及推進及び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情報提供の充実	○3 制度の普及推進及び情報提供の充実	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 6 :</p> <p>評価aの項目数: 5 × 2点 = 10</p> <p>評価bの項目数: 1 × 1点 = 1</p> <p>評価cの項目数: × 0点 =</p> <p>合計 11</p> <p>(11 / 12 = 92%)</p> </div>	A
(1) 広く農業者の方々に政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質を周知する。	(1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質について理解を得るため、農業関係の新聞等メディアの活用によるPRを通じて制度の周知を図る。	<p>【平成20年度から平成21年度の指標】</p> <p>(1) 制度の周知</p> <p>◇制度の周知 (農業関係新聞等へのPR)</p> <p>a: 農業関係新聞に2回PRした</p> <p>b: 農業関係新聞に1回しかPRしなかった</p> <p>c: 農業関係新聞にPRしなかった</p>	<p>【事業報告】</p> <p>制度の周知を図るため、平成20年度から農業関係新聞によるPRを年2回実施した。</p>	20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a
		<p>【平成22年度から平成24年度の指標】</p> <p>(1) 制度の周知</p> <p>◇制度の周知 (農業関係新聞等へのPR)</p> <p>a: 農業関係新聞に十分な働きかけが行われ、記事が掲載された</p> <p>b: 農業関係新聞への働きか</p>	<p>平成22年度からは、農業関係新聞への記事掲載を働きかけ、その結果、全国農業新聞に「のうねん便り」として加入推進及び確定申告の際の留意点等について掲載された。</p> <p>【特記事項】</p> <p>○東日本大震災の対応状況</p> <p>東日本大震災に係る「農業者年金関係特例措置」について、全国の農業委員会、農協における、特例措置のパンフレット配布、避難所への掲示、特例措置の地元農業関係新聞でのPR、基金ホームページへの掲載、被災者相談用フリーダイヤルの設置などの対応を行った。</p>	

		<p>けが不十分だったため、記事が掲載されなかった c : 農業関係新聞に働きかけを行わなかった</p>																			
		<p>【平成21年度から平成24年度の指標】 ◇市町村段階の業務受託機関への働きかけ (市町村の広報誌、JAだより等を活用した制度のPRを働きかける) a : 働きかけは十分であった c : 働きかけは不十分であった</p>	<p>【事業報告】 また、平成21年度以降、市町村段階の業務受託機関に対し、市町村の広報紙、JAだより等の広報媒体を活用した制度のPRを行うよう、都道府県の農業会議及び農業協同組合中央会を通じて市町村段階の全ての農業委員会及び農業協同組合に対し働きかけ、以下の業務受託機関で広報媒体を活用した制度のPRが実施された。</p> <p>(PR実施業務受託機関数) (単位:機関)</p> <table border="1" data-bbox="1160 531 1926 622"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">実施機関数</td> <td>農業委員会</td> <td>443</td> <td>483</td> <td>785</td> <td>790</td> </tr> <tr> <td>農業協同組合</td> <td>219</td> <td>304</td> <td>265</td> <td>247</td> </tr> </tbody> </table>			H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	実施機関数	農業委員会	443	483	785	790	農業協同組合	219	304	265	247	<p>21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																
実施機関数	農業委員会	443	483	785	790																
	農業協同組合	219	304	265	247																
<p>(2) これまでの新規加入者の加入実績等を踏まえ、制度普及活動の経済性・有効性を高める観点から、具体的な戦略プランを作成するなどにより重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な普及活動を実施する。 また、中期計画の定めるところにより、新規加入者の増加に向けた加入推進活動に取り組む。</p>	<p>(2) これまでの加入実績等を踏まえ、普及活動の経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針(戦略プラン)を策定するなどにより重点化し、メリハリの効いた効率的・効果的な普及推進活動を実施する。</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】 (2) 効率的・効果的な加入推進活動の実施 ◇効率的・効果的な加入推進活動の実施 (加入推進取組方針(戦略プラン)に基づく効率的・効果的な加入推進活動の実施による新規加入者の獲得) a : 効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針(戦略プラン)等に基づき効率的・効果的な加入推進に取り組んだ b : 効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進加入推進取組方針(戦略プラン)等に基づく効率的・効果的な加入推進の取り組みがやや不十分であった c : 効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針(戦略</p>	<p>【事業報告】 戸別訪問等効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針(戦略プラン)等に基づく効率的・効果的な加入推進に取り組んだ。</p>	<p>20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>																	

		<p>プラン)に基づく効率的・効果的な加入推進の取り組みが不十分であった</p>																										
<p>(3) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で定期的・迅速に提供する。</p>	<p>(3) 平成21年度までの各年度については、既に定めている加入目標の達成に取り組む。 また、平成22年度以降については、それまでの加入実績等を踏まえ新たに計画を策定し、引き続き、加入推進に取り組む。</p>	<p>【平成20年度から平成22年度の指標】 (3) 新規加入者数の目標達成 ◇新規加入者数の目標達成(新規加入者数の目標達成のため特別対策の実施) a: 新規加入者数の達成割合が90%以上であった b: 新規加入者数の達成割合が50%以上90%未満であった c: 新規加入者数の達成割合が50%未満であった 【平成23年度から平成24年度の指標】 (3) 新規加入の着実な推進 ◇加入推進特別対策の実施(新規加入者数の目標達成のため特別対策の実施) a: 新規加入者数の目標を達成した b: 新規加入者数の目標が達成できなかったが、特別対策の検証を行った c: 新規加入者数の目標が達成できず、特別対策の検証も行わなかった</p>	<p>【事業報告】 (3) 新規加入者数は、毎年度、目標に達しなかった。</p> <p>(新規加入者数と達成率) (単位: 人、%)</p> <table border="1" data-bbox="1144 422 1892 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標数</td> <td>5,790人</td> <td>5,790人</td> <td>6,000人</td> <td>6,000人</td> <td>6,000人</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>3,707人</td> <td>3,908人</td> <td>3,452人</td> <td>3,203人</td> <td>3,014人</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>64.8%</td> <td>67.5%</td> <td>57.7%</td> <td>53.4%</td> <td>50.2%</td> </tr> </tbody> </table>		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	目標数	5,790人	5,790人	6,000人	6,000人	6,000人	実績	3,707人	3,908人	3,452人	3,203人	3,014人	達成率	64.8%	67.5%	57.7%	53.4%	50.2%	<p>20年度 b 21年度 b 22年度 b 23年度 b 24年度 b</p>
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																							
目標数	5,790人	5,790人	6,000人	6,000人	6,000人																							
実績	3,707人	3,908人	3,452人	3,203人	3,014人																							
達成率	64.8%	67.5%	57.7%	53.4%	50.2%																							
	<p>(4) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、ホームページ等を通じ随時公表する。</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】 (4) 利用者の立場に立った資料の作成 ◇利用者の立場に立った資料の作成 (業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料の作成と</p>	<p>【事業報告】 (4) 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料を作成・提供するとともにホームページで公表した。</p>	<p>20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度</p>																								

	<p>ホームページでの公表)</p> <p>a : 制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資料を作成するとともにホームページで公表した</p> <p>b : どちらか一つしか実施しなかった</p> <p>c : いずれも実施しなかった</p>		a
<p>(5) 情報の発信源としてのホームページについて、多様な利用者により分かりやすく、かつ使いやすい内容とするため、コンテンツの見直しを行う。</p> <p>また、利用者に対し「ホームページの内容に関するアンケート」を実施し、必要に応じ、そのニーズを取り入れ、リニューアルを実施する。</p>	<p>【平成20年度から平成21年度の指標】</p> <p>(5) ホームページのコンテンツの見直し</p> <p>◇ホームページの見直し (ホームページの内容について、より分かりやすくするためのコンテンツ内の改良)</p> <p>a : 計画どおりコンテンツ内の改良等を行った</p> <p>b : 一部計画どおりコンテンツ内の改良等を行った</p> <p>c : コンテンツ内の改良等を行わなかった</p> <p>【平成22年度の指標】</p> <p>(5) ホームページのコンテンツの見直し</p> <p>◇ホームページの問題点等の把握・分析 (ホームページの内容について、より分かりやすくするため問題点等を把握)</p> <p>a : ホームページの問題点等の把握・分析し、改善方針を立案した</p> <p>b : ホームページの問題点等の把握・分析したが、改善方針を立案しなかった</p> <p>c : ホームページの問題点等の把握・分析しなかった</p> <p>【平成23年度の指標】</p> <p>(5) ホームページのコンテンツの見直し</p> <p>◇ホームページの見直し</p>	<p>【事業報告】</p> <p>(5) 平成22年度に、ホームページの問題点の分析及び利用者（業務受託機関、一般閲覧者（農業・年金に興味のあるモニターを含む。))を対象としたWEB上によるアンケート調査を行い、それぞれの結果に基づき、ホームページリニューアル改善方針を作成し、平成23年度に、この基本方針（改善方針）に基づき、リニューアルを実施した。</p> <p>リニューアル後のホームページについては、効果検証の結果、農業者年金に加入を検討中の方、既に参加している方、業務受託機関の方の「3つの主要なターゲットユーザー」が求める情報の見やすさ、使いやすさを標準的なレベルまで引き上げられたことが確認された。</p> <p>【参考】 (改善方針)</p> <p>① 「ご加入をお考えの方」、「既にご加入の方」、「業務受託機関の方」の3つの主要なターゲットユーザーのそれぞれが、求める情報を探しやすいメニュー構成を実現する。</p> <p>② 利用頻度の高い情報や関連情報を容易に閲覧できるように充分配慮する。</p> <p>③ 加入促進に当たり重要なメニューの訴求力向上を図る。</p> <p>④ ニーズが高い情報について、コンテンツの新規追加・拡充を検討する。</p> <p>⑤ 改正JISに基づき、公共機関ホームページに求められるアクセシビリティ品質を確保する。</p>	<p>20年度 a</p> <p>21年度 a</p> <p>22年度 a</p> <p>23年度 a</p> <p>24年度 a</p>

		(ホームページの内容について、より分かりやすくするため問題点等を把握) a: ホームページ改善方針に基づきホームページのリニューアルを実施した c: ホームページ改善方針に基づきホームページのリニューアルを実施しなかった		
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	◎第3 財務内容の改善に関する事項	<p>中項目の総数 1:</p> <p>評価Aの項目数: 1 × 2点 = 2</p> <p>評価Bの項目数: - × 1点 =</p> <p>評価Cの項目数: × 0点 =</p> <p>合計 2</p> <p>(2/2 = 100%)</p> <p>【当該評価を行うに至った経緯等】</p>	A
旧制度に基づく融資事業又は農地の割賦売渡による貸付金債権の管理・回収を適切に進め、財務の改善に資する。	旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。 また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。	○財務内容の改善に関する事項	<p>指標の総数 2:</p> <p>評価aの項目数: 2 × 2点 = 4</p> <p>評価bの項目数: × 1点 =</p> <p>評価cの項目数: × 0点 =</p> <p>合計 4</p> <p>(4/4 = 100%)</p>	A
		【平成20年度から平成24年度の指標】 ◇貸付金債権の適切な管理・回収等 (債権分類の見直しを行い、貸付金債権の適切な管理・回	【事業報告】 (1) 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収 毎年度、すべての貸付金債権について、前年度末現在の状況に対応して、分類の見直しを行い、これに基づき、業務受託機関と連携の上、延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な管理・回収を行った。	20年度 a 21年度 a 22年度 a

第5 その他業務運営に関する重要事項
 1 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

第5 その他業務運営に関する重要事項
 1 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

収)
 a : 債権分類の評価見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を行った
 b : 債権分類の見直しを行ったが、これに基づく管理・回収が不十分であった
 c : 債権分類の見直しを行わなかった

【平成20年度から平成24年度の指標】
 ◇農地等担保物件の評価の見直し
 （すべての農地等担保物件の評価の見直し）
 a : すべての農地等担保物件について評価の見直しを行った
 b : 農地等担保物件の評価の見直しが不十分であった
 c : 農地等担保物件の評価の見直しを行わなかった

◎長期借入金

(債権の管理・回収の状況) (単位：件、百万円)

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
農地等割賦 売渡債権	件数	27	8	6	5	2
	金額	199	35	21	71	11
農地等取得 資金貸付金	件数	94	106	84	90	63
	金額	705	627	498	435	241
計	件数	121	114	90	95	65
	金額	904	662	519	506	252
年度末残高	件数	553	439	349	254	189
	金額	2,694	2,032	1,513	1,007	755

【事業報告】
 (2) 担保物件の確認、評価見直し
 毎年度、融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金のすべての担保物件について登記事項証明書を取得するなどして確認し、評価の見直しを行った。

中項目の総数 1 :
 評価Aの項目数 : 1 × 2点 = 2
 評価Bの項目数 : × 1点 =
 評価Cの項目数 : × 0点 =
 合計 2
 (2 / 2 = 100%)
 【当該評価を行うに至った経緯等】

指標の総数 1 :

23年度
a
24年度
a

20年度
a
21年度
a
22年度
a
23年度
a
24年度
a

A

A

評価aの項目数：1 × 2点 = 2
 評価bの項目数： × 1点 =
 評価cの項目数： × 0点 =
 合計 2
 (2/2 = 100%)

【平成20年度から平成24年度の指標】
 (長期借入金をするに当たり、市中金利情勢等を考慮した極力有利な条件での借入れ)
 a：極力有利な条件での借入を行った
 b：極力有利な条件での借入を行わなかった
 c：不利な条件での借入を行った

【事業報告】

長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。

(単位：百万円)

借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	長期プライムレート
H20.6.23	三菱UFJ信託銀行ほか128行庫	58,500	1.664%	H25.6.21	2.45%
H20.6.23	山梨中央銀行 ほか118行庫	58,000	1.404%	H23.2.4	2.45%
H20.8.7	みなと銀行東京支店	15,000	1.095%	H24.2.6	2.40%
H20.8.7	みずほコーポレート銀行	13,000	1.515%	H25.6.21	2.40%
H20.8.7	農林中央金庫	13,000	1.400%	H25.6.21	2.40%
H20.11.7	みずほコーポレート銀行	18,000	1.118%	H24.2.6	2.35%
H20.11.7	みずほコーポレート銀行	18,000	1.102%	H24.2.6	2.35%
H21.2.6	群馬銀行 ほか109行庫	21,800	1.188%	H25.2.5	2.25%
H21.2.6	山梨中央銀行 ほか147行庫	43,000	1.01417%	H22.2.5	2.25%
H22.2.5	山梨中央銀行 ほか157行庫	83,100	0.715%	H27.2.3	1.65%

(単位：百万円)

借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	5年国債金利
H23.2.4	栃木銀行 ほか42行庫	86,000	0.514%	H28.2.2	0.510%

20年度 a
 21年度 a
 22年度 a
 23年度 a
 24年度 a

H24. 2. 6	朝日信用金庫 ほか56行庫	79, 600	0. 328%	H29. 2. 3	0. 335%
H24. 11. 6	武蔵野銀行 ほか37行庫	47, 900	0. 195% (平均利率)	H29. 11. 2	0. 195%
H25. 2. 5	山梨中央銀行 ほか12行庫	33, 200	0. 147% (平均利率)	H30. 2. 2	0. 150%

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙

A

中項目の総数 1 :
 評価Aの項目数：1 × 2点 = 2
 評価Bの項目数： × 1点 =
 評価Cの項目数： × 0点 =
 合計 2
 (2 / 2 = 100%)
 【当該評価を行うに至った経緯等】

○予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

A

指標の総数 2 :
 評価aの項目数：2 × 2点 = 4
 評価bの項目数： × 1点 =
 評価cの項目数： × 0点 =
 合計 4
 (4 / 4 = 100%)

【平成20年度から平成24年度の指標】

(1) 支出削減の取組
 ◇支出削減の取組
 （事業費及び一般管理費の削減に係る取組（支出の削減についての具体的方針及び実績等））
 a：取組は十分であった

【事業報告】

○業務運営の効率化による経費の抑制等（再掲）

20年度
a
21年度
a
22年度
a
23年度
a
24年度

	<p>b : 取組はやや不十分であった c : 取組は不十分であった</p>		a
	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】 (2) 法人運営における資金の配分状況 ◇法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等) a : 効果的な資金の配分は十分であった b : 効果的な資金の配分はやや不十分であった c : 効果的な資金の配分は不十分であった</p>	<p>【事業報告】 予算、収支計画、資金計画に基づき、効果的な資金の配分は十分であった。</p> <p>【その他特記事項】 運営費交付金予算に対する実績の比率については、一般管理費及び事業費の抑制の欄に記述している。</p>	<p>20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>
第5 短期借入金の限度額	◎第5 短期借入金の限度額	<p>中項目の総数 : 評価Aの項目数 : × 2点 = 評価Bの項目数 : × 1点 = 評価Cの項目数 : × 0点 = 合計 (/ = %) 【当該評価を行うに至った経緯等】</p>	
<p>1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。</p> <p>2 2,704億円(平成20年度)875億円/年(平成21年度から平成24年度まで) (想定される理由)</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】 短期借入金の借入れに至った理由等 (当該年度に係る短期借入金について、借入れに至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み) a : 借入に至った理由等は適</p>	<p>【事業報告】 短期借入金については、実績がなかった。</p>	<p>20年度 - 21年度 - 22年度 - 23年度 - 24年度</p>

	独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。	切であった b：借入に至った理由等ははや不適切であった c：借入に至った理由等は不適切であった		-
	第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	◎第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中項目の総数 1：</p> <p>評価Aの項目数：1 × 2点 = 2</p> <p>評価Bの項目数： × 1点 =</p> <p>評価Cの項目数： × 0点 =</p> <p>合計 2</p> <p>(2/2 = 100%)</p> <p>【当該評価を行うに至った経緯等】</p> </div>	A
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>指標の総数 1：</p> <p>評価aの項目数：1 × 2点 = 2</p> <p>評価bの項目数： × 1点 =</p> <p>評価cの項目数： × 0点 =</p> <p>合計 2</p> <p>(2/2 = 100%)</p> </div>	A
2 千葉県柏市に所有する職員宿舎等については、利用率が低調であることを踏まえ、平成20年度乃至平成21年度に売却する。	千葉県柏市に所有する職員宿舎等については平成21年度末までに売却する。 土地：千葉県柏市根戸字高野台471番69（面積：667.64㎡） 建物：宿舎（物置を含む。）昭和50年築鉄筋コンクリート造陸屋根3階建延べ床面積688.8㎡	【平成20年度】 （職員宿舎等とその土地の売却に向けた取組） a：平成21年度末までに売却するための取組に着手した b：平成21年度末までに売却するための取組に着手したが不十分であった c：平成21年度末までに売却するための取組に着手しなかった 【平成21年度】	【事業報告】 職員宿舎等とその土地について、平成22年3月に一般競争入札により、落札者を決定し、売却した。（簿価42,649千円、売却価格68,100千円）	21年度 a

		<p>(職員宿舍等とその土地の売却)</p> <p>a : 平成21年度末までに簿価等を踏まえた価格で売却した</p> <p>b : 平成21年度末までに簿価等を踏まえた価格での売却手続きに着手し、入札を行ったが売却できなかった</p> <p>c : 平成21年度末までに売却するための取組に着手したが不十分であった</p>		
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する</p> <p>事項</p>	<p>◎第7 その他主務省令で定める業務運営に関する</p> <p>事項</p>	<p>中項目の総数 2 :</p> <p>評価Aの項目数 : 2 × 2点 = 4</p> <p>評価Bの項目数 : × 1点 =</p> <p>評価Cの項目数 : × 0点 =</p> <p>合計 4</p> <p>(4 / 4 = 100%)</p> <p>【当該評価を行うに至った経緯等】</p>	A
	<p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>	<p>○職員の人事に関する計画</p> <p>(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)</p>	<p>指標の総数 2 :</p> <p>評価aの項目数 : 2 × 2点 = 4</p> <p>評価bの項目数 : × 1点 =</p> <p>評価cの項目数 : × 0点 =</p> <p>合計 4</p> <p>(4 / 4 = 100%)</p>	A
	<p>(1) 方針</p> <p>農業者年金事業や資金運用に関する研修等により専門的知識を有</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】</p> <p>◇(1) 方針</p> <p>a : 計画どおり順調に実施し</p>	<p>【事業報告】</p> <p>(1) 新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るための研修を実施するとともに、年金資産の運用等専門分野に特化した専門研修を実施する等、人材の育成を図るとともに、基金で培った知識・経験を業務運営に活</p>	<p>20年度</p> <p>a</p> <p>21年度</p> <p>a</p>

<p>する人材の育成を図るとともに、適正な人員配置を行う。 また、中期目標の期間の終了時までの人件費の削減計画を達成するため、継続雇用制度の活用等による業務の執行方法の見直し等に取り組む。</p>	<p>た b：概ね計画どおりに実施した た c：計画どおりに実施しなかった</p>	<p>かすため、定年退職者を引き続き非常勤職員として継続雇用とした。</p>	<p>22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>
<p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の91.5%とする。 さらに、見直しに取り組む、極力縮減するよう努める。 (参考1) 期初の常勤職員数82人 期末の常勤職員数の見込み75人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み3,603百万円</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】 ◇(2) 人員に関する指標 a：計画どおり順調に実施した b：概ね計画どおりに実施した c：計画どおりに実施しなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合いを評価する。)</p>	<p>【事業報告】 (2) 期末の常勤職員数を期初の91.5%である75人に縮減した。</p>	<p>20年度 a 21年度 a 22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>
<p>2 積立金の処分に 関する事項</p>	<p>○2 積立金の 処分に 関する 事項</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>指標の総数 1 :</p> <p>評価aの項目数： 1 × 2点 = 2</p> <p>評価bの項目数： × 1点 =</p> <p>評価cの項目数： × 0点 =</p> <p>合計 2</p> <p>(2 / 2 = 100%)</p> </div>	<p>A</p>
<p>前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標</p>	<p>【平成20年度から平成24年度の指標】 ◇前期中期目標期間繰越積立金の充当</p>	<p>【事業報告】 前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金は、旧年金給付費及び旧年金給付のための借入金にかかる経費(利</p>	<p>20年度 a 21年度 a</p>

	<p>期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。</p> <p>(1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費 (利子及び事務費を含む。)</p>	<p>(積立金の処分について、中期計画に定められた用途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果)</p> <p>a : 得られた成果は十分であった b : 得られた成果はやや不十分であった c : 得られた成果は不十分であった</p> <p>(中期計画に定めた積立金の処分を行った年度のみ評価を行う。)</p>	<p>子及び事務費を含む。)の一部に充当した。</p>	<p>22年度 a 23年度 a 24年度 a</p>
--	---	---	-----------------------------	---

